

資料編

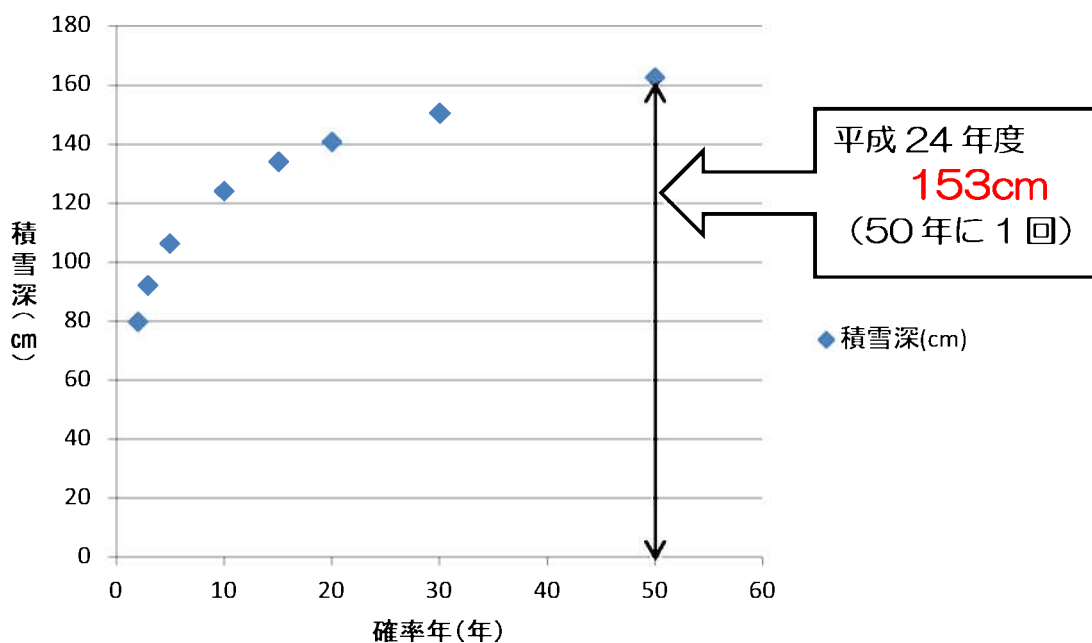
1. 積雪の現状	
1-1 過去のデータによる確率年積雪深	資 2
1-2 弘前市の累積降雪量・積雪深 (H17~24年度)	資 3
1-3 弘前市の除排雪経費の推移 (H17~24年度)	資 4
2. 除雪の苦情・要望件数の状況 (H17~24年度)	資 5
2-1 主な苦情・要望の内容	資 5
2-2 苦情・要望件数	資 6
2-3 年度別除雪の苦情・要望件数割合	資 7
2-4 苦情・要望項目別件数	資 11
3. 弘前市雪対策総合プラン策定までの流れ	資 17
3-1 プラン策定体制図	資 17
3-2 ひろさき雪対策市民会議	資 18
3-3 雪対策総合プラン策定委員会	資 22
4. 冬の市民生活ルール・マナー向上	資 26
5. 道路除雪管理基準	資 27
5-1 道路除排雪計画における道路の種類	資 27
5-2 道路種類別車道除雪管理基準	資 29

1. 積雪の現状

1-1 過去のデータによる確率年積雪深

弘前市の過去 50 年の積雪データによる確率年積雪深は以下の通りです。

弘前市における確率年ごとの積雪深（ガンベル分布法より）



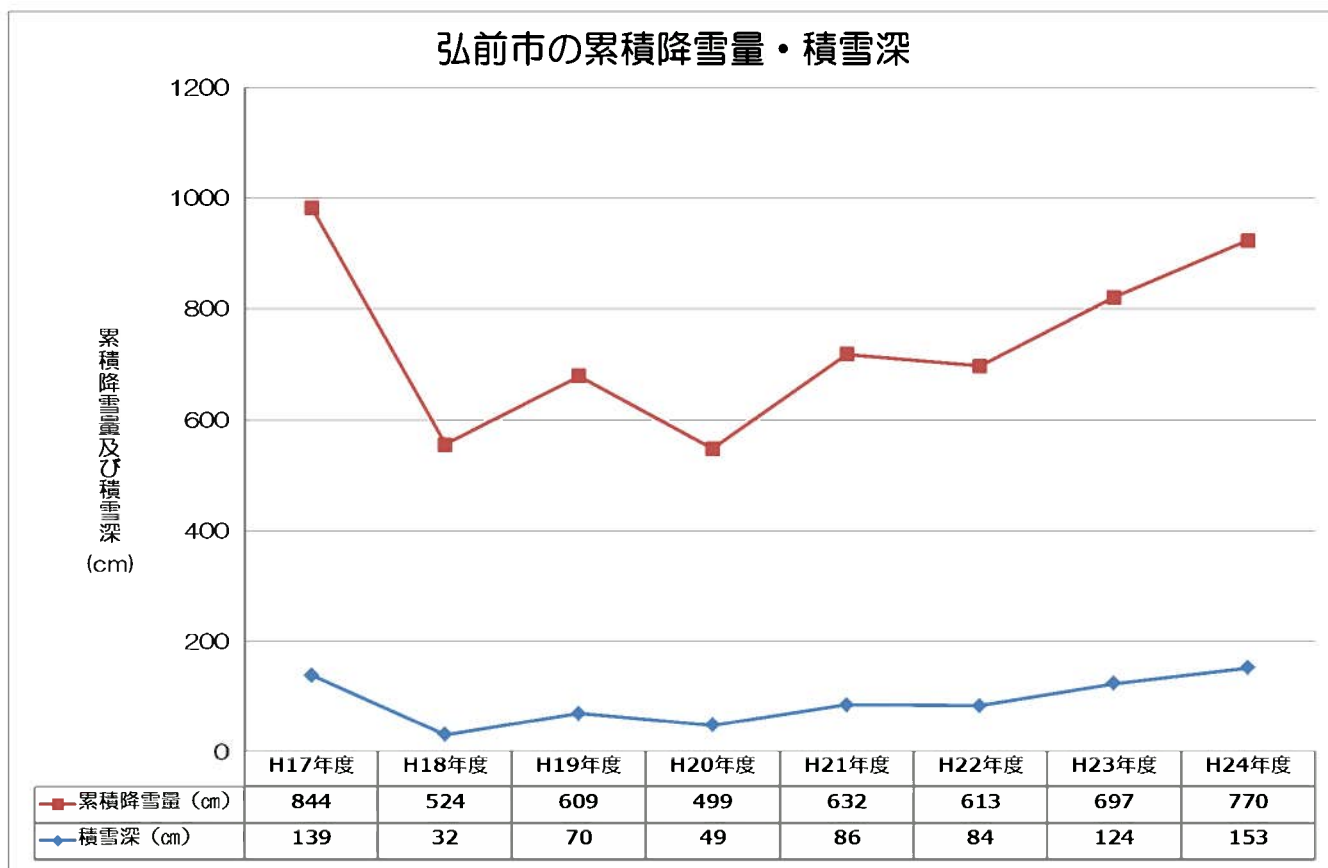
確率年 (年)	2	3	5	10	15	20	30	50
積雪深 (cm)	79.8	92.3	106.3	123.9	133.8	140.8	150.5	162.6

平成 24 年度の積雪量は最大 153cm に達し、50 年に 1 回の大雪に相当します。

平成 23・24 年度における月別積雪深及び年最大積雪深

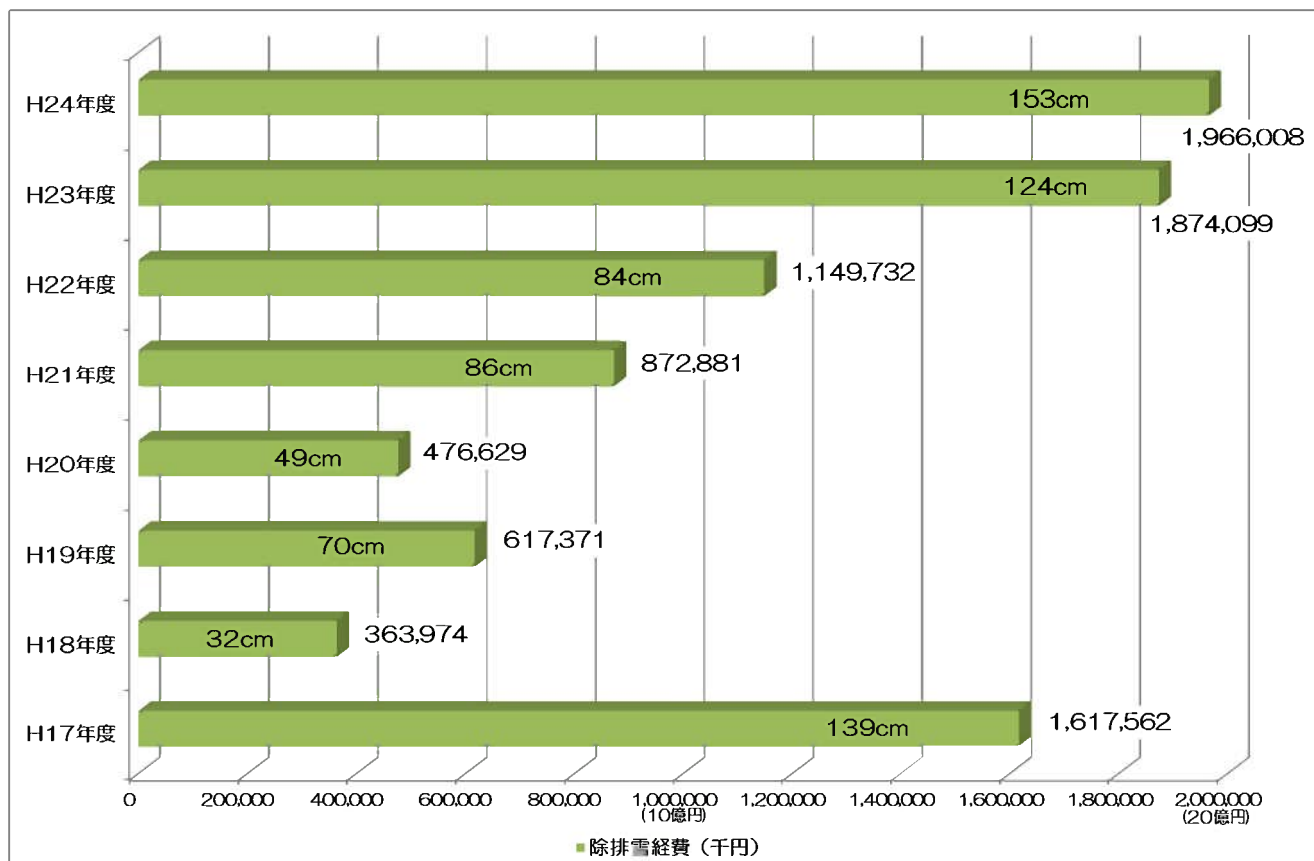
年度	月	積雪深 (cm)	年最大積雪深 (cm)
H23	12	59	124
	1	106	
	2	124	
	3	106	
	4	57	
H24	12	68	153
	1	105	
	2	153	
	3	131	
	4	32	

1-2 弘前市の累積降雪量・積雪深（H17～24年度）



1-3 弘前市の除排雪経費の推移（H17～24年度）

積雪が1mを超えると大幅に除排雪経費が増加する傾向にあります。



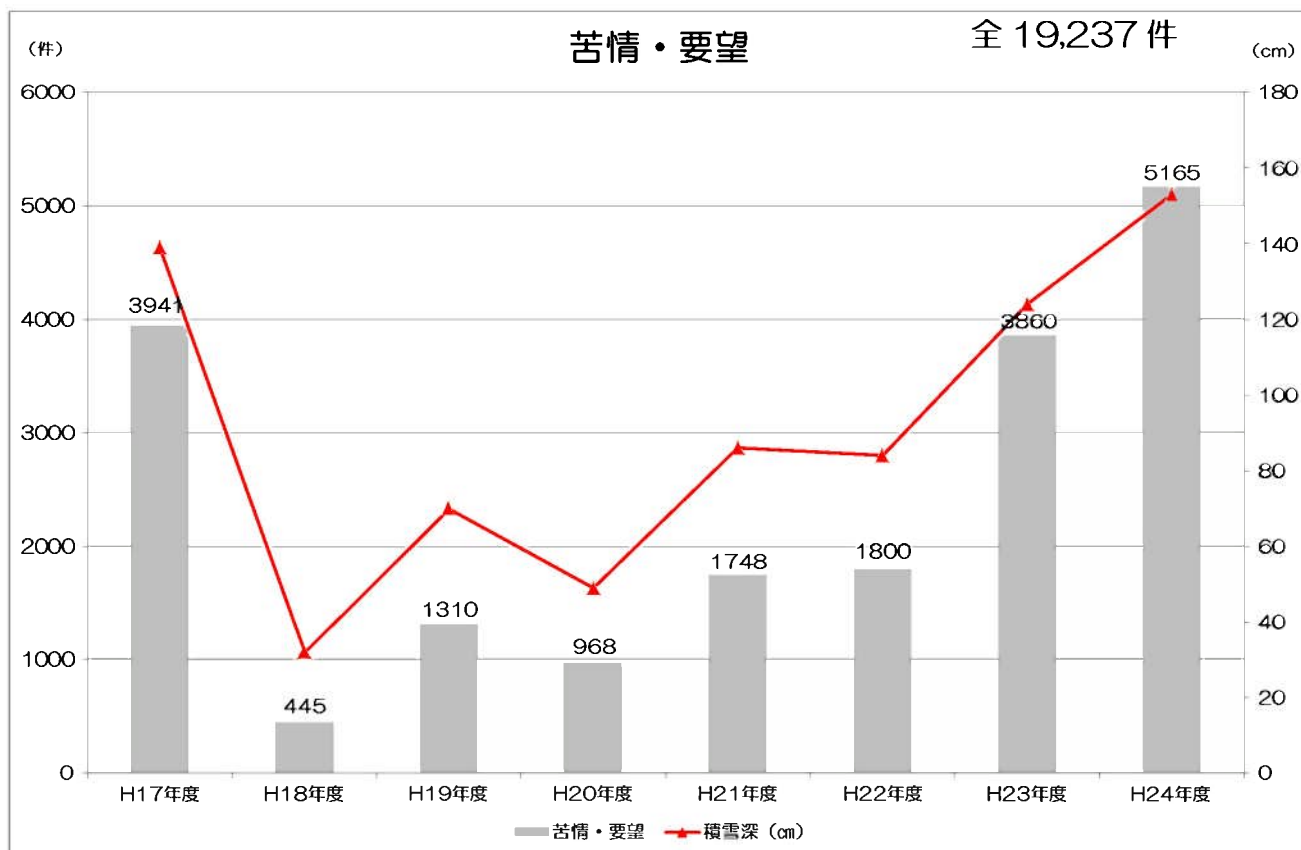
2. 除雪の苦情・要望件数の状況（H17～24年度）

2-1 主な苦情・要望の内容

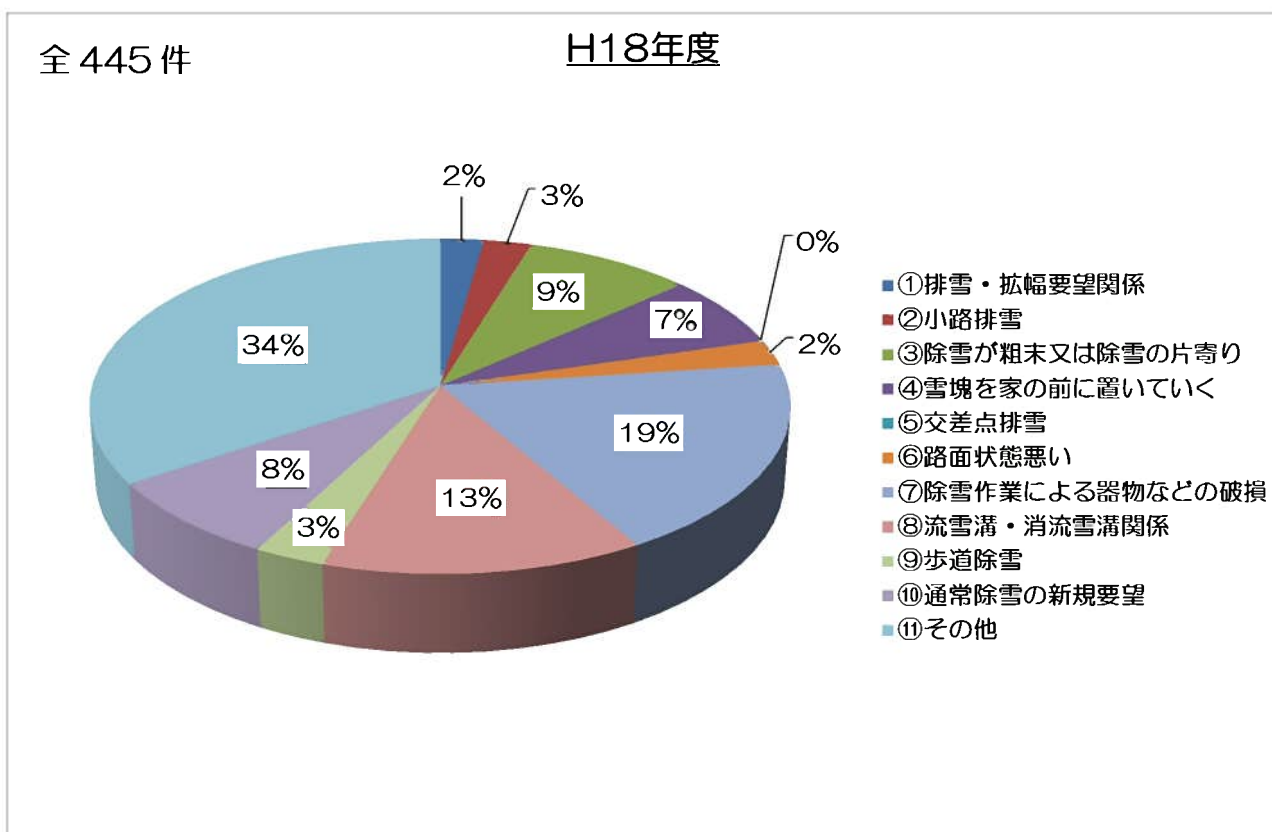
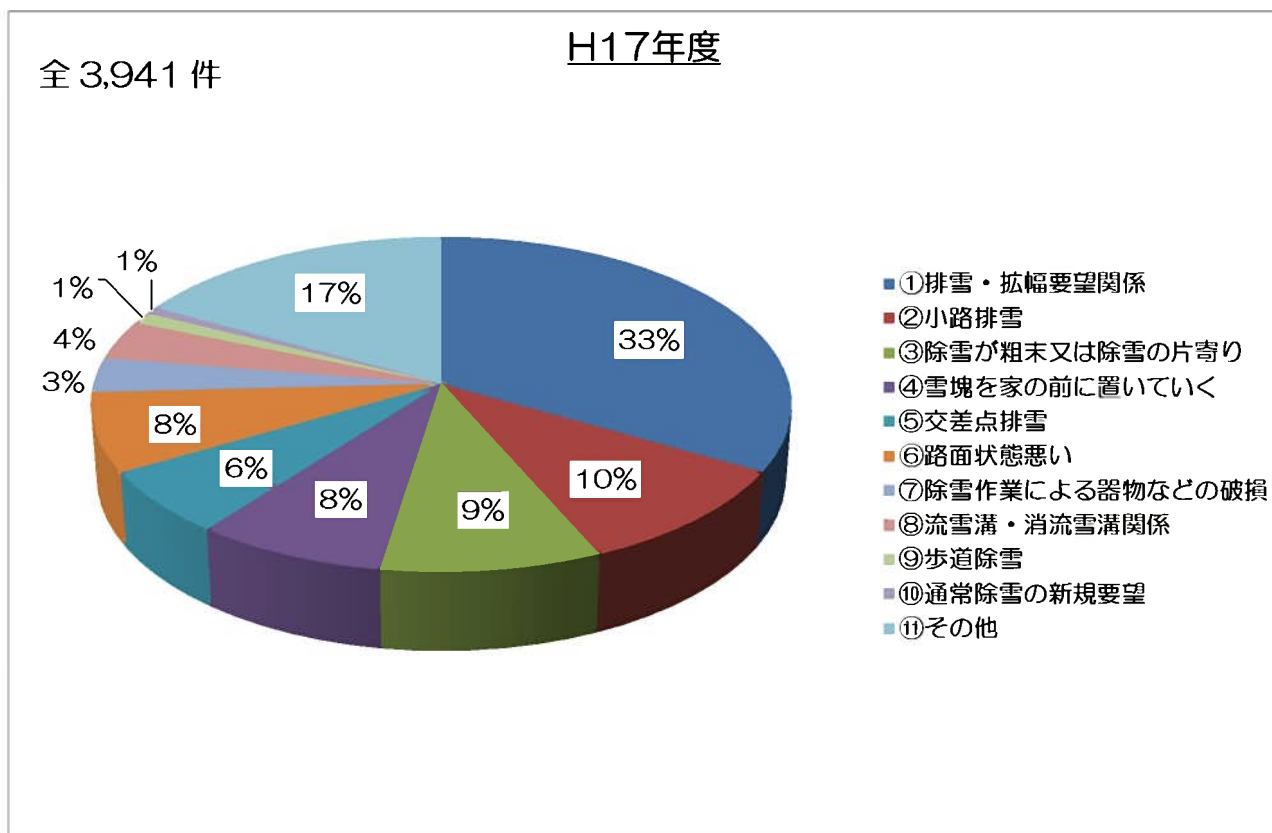
- ①排雪・拡幅要望関係
- ②小路排雪
- ③除雪が粗末又は除雪の片寄り
- ④雪塊を家の前に置いていく（後片付けできない）
- ⑤交差点排雪
- ⑥路面状態悪い（わだち有り等）
- ⑦除雪作業による器物などの破損
- ⑧流雪溝・消流雪溝関係
- ⑨歩道除雪
- ⑩通常除雪の新規要望
- ⑪その他（除雪が来ない、屋根雪落下、空き地・畑に雪を押さないでほしい 等）

2-2 苦情・要望件数

積雪が多いほど苦情・要望が多くなる傾向にあります。

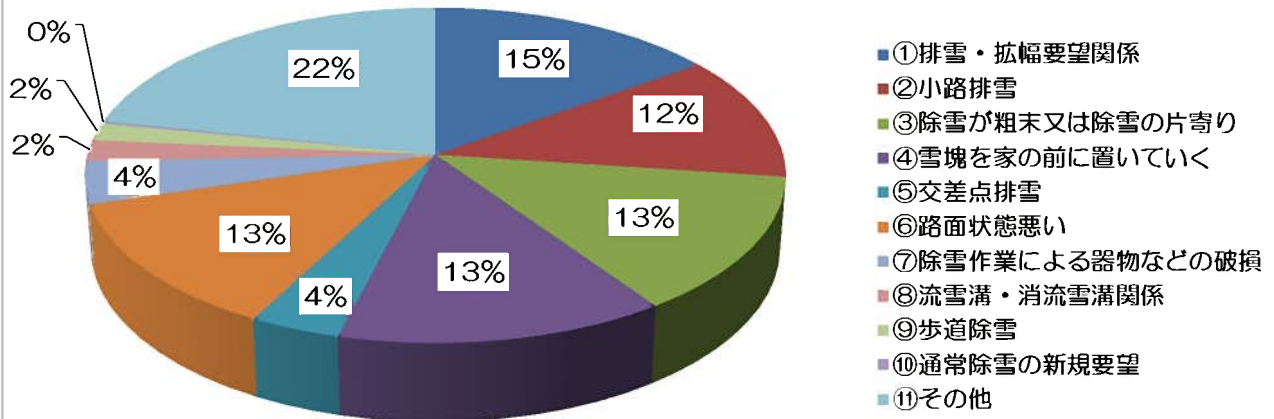


2-3 年度別除雪の苦情・要望件数割合



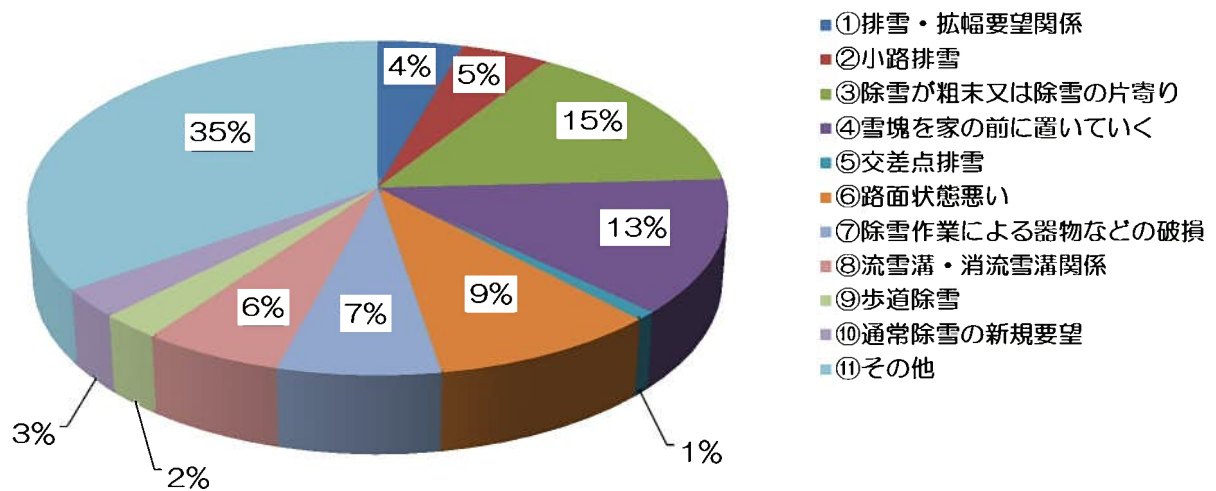
全 1,310 件

H19年度



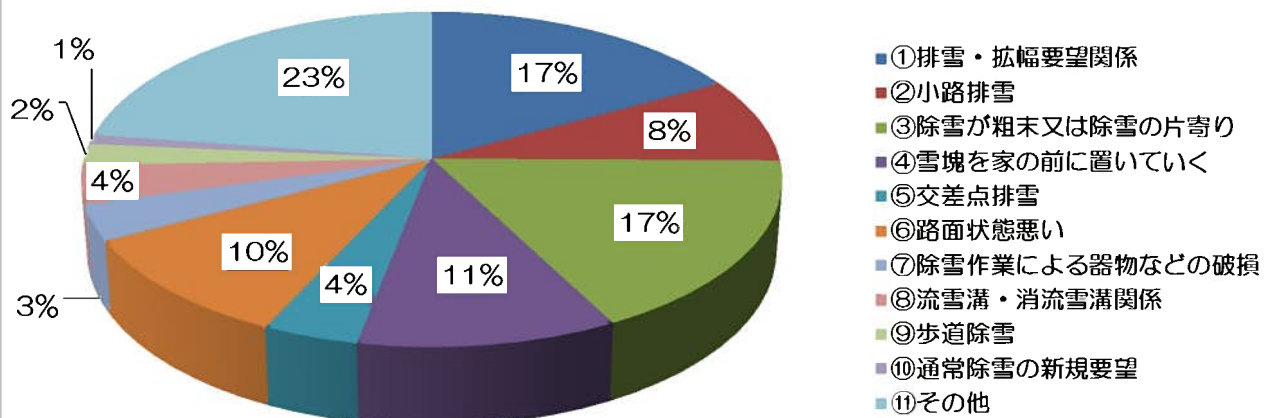
全 968 件

H20年度



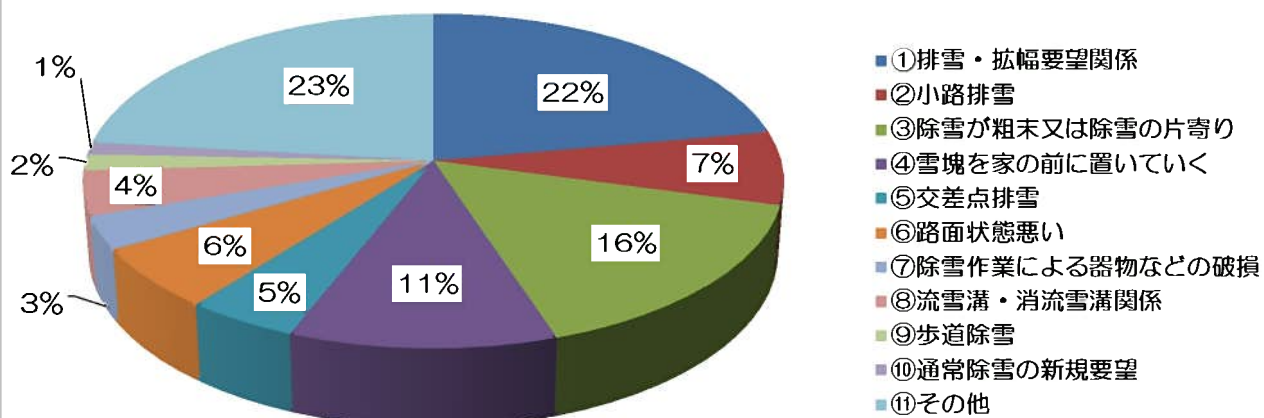
全 1,748 件

H21年度



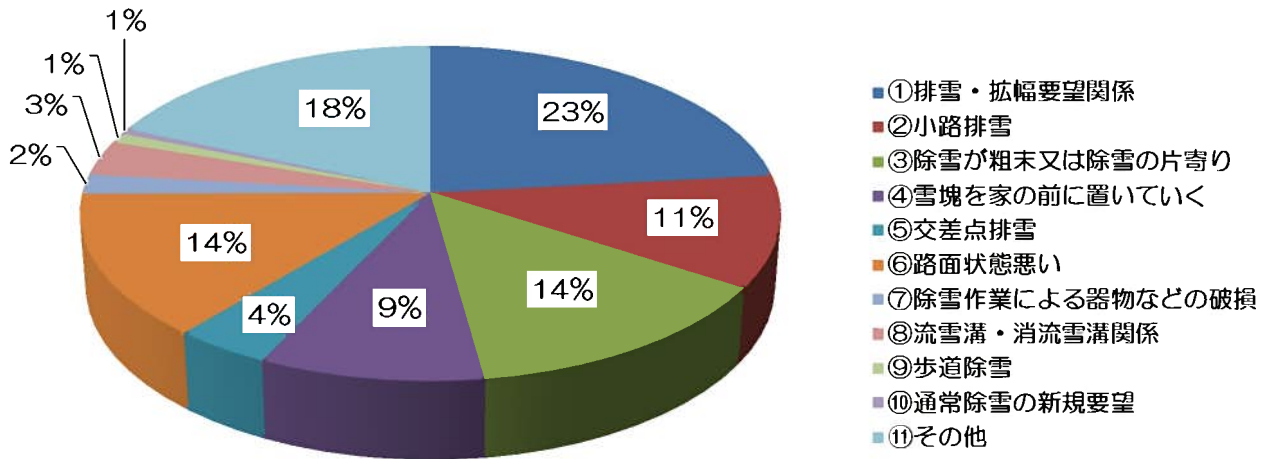
全 1,800 件

H22年度



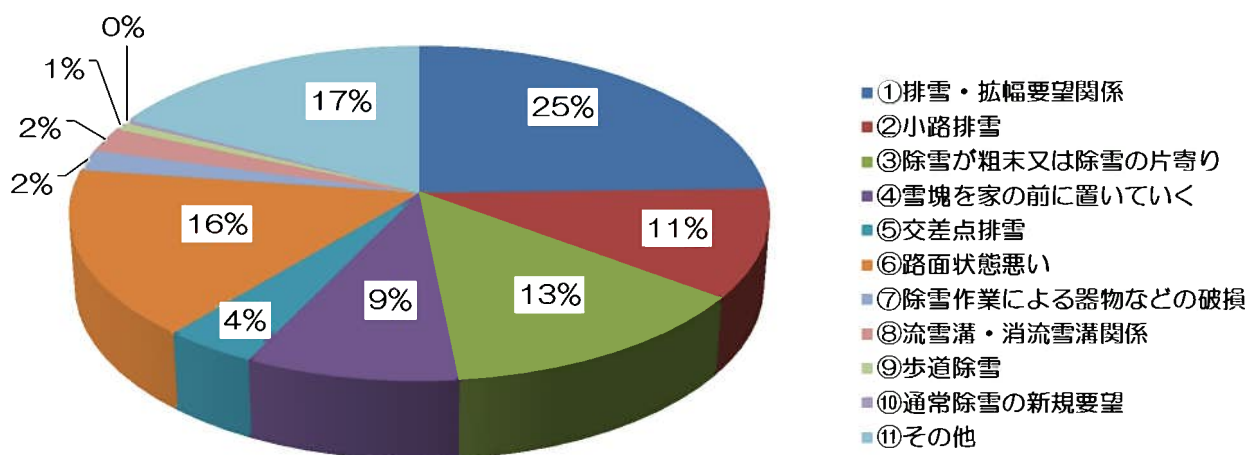
全 3,860 件

H23年度



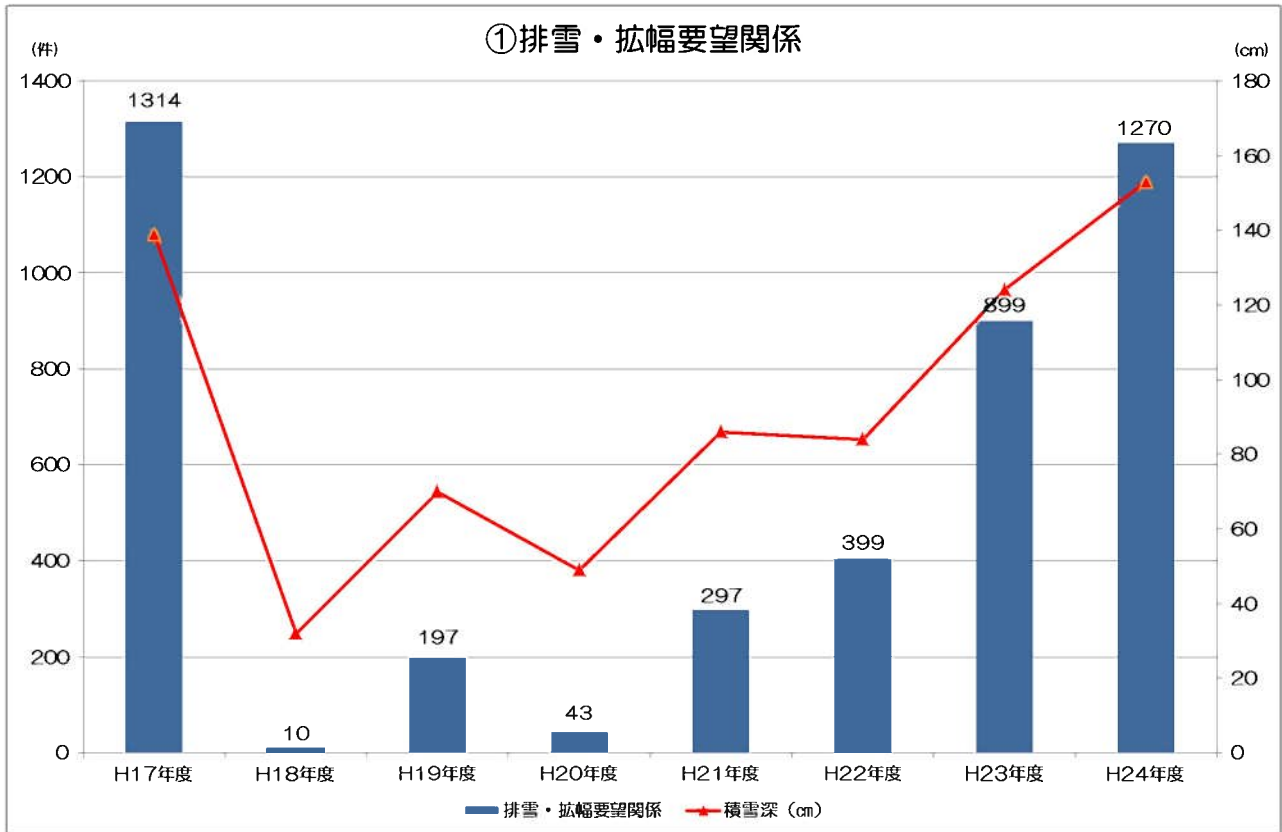
全 5,165 件

H24年度

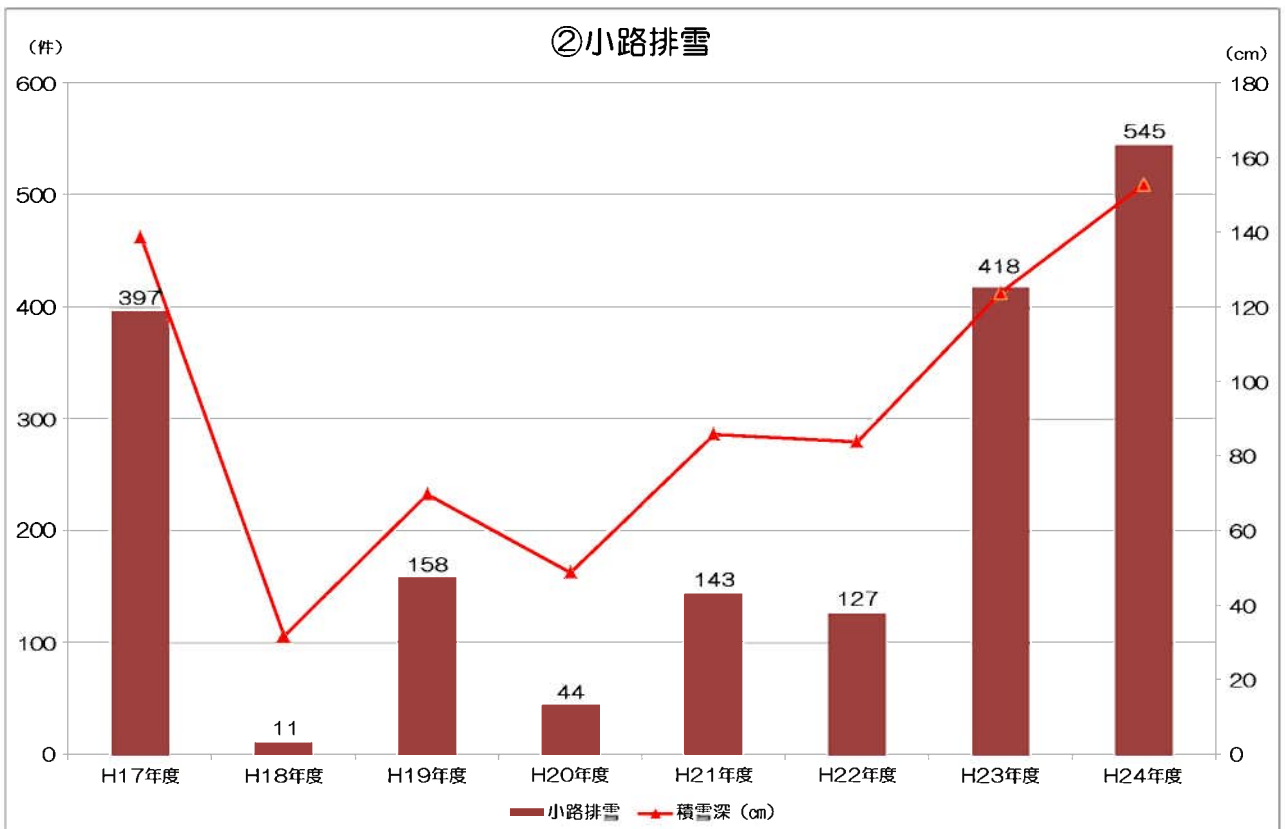


2-4 苦情・要望項目別件数

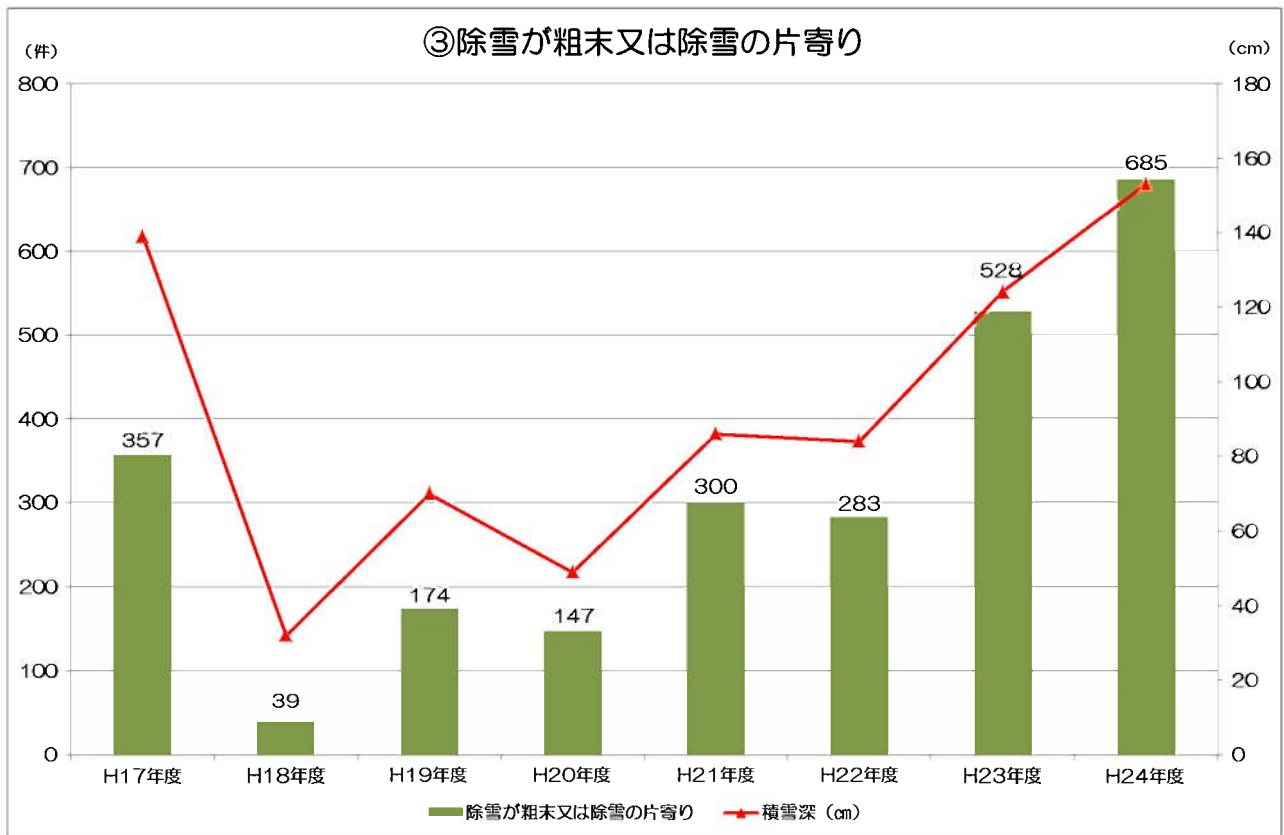
全 4,429 件



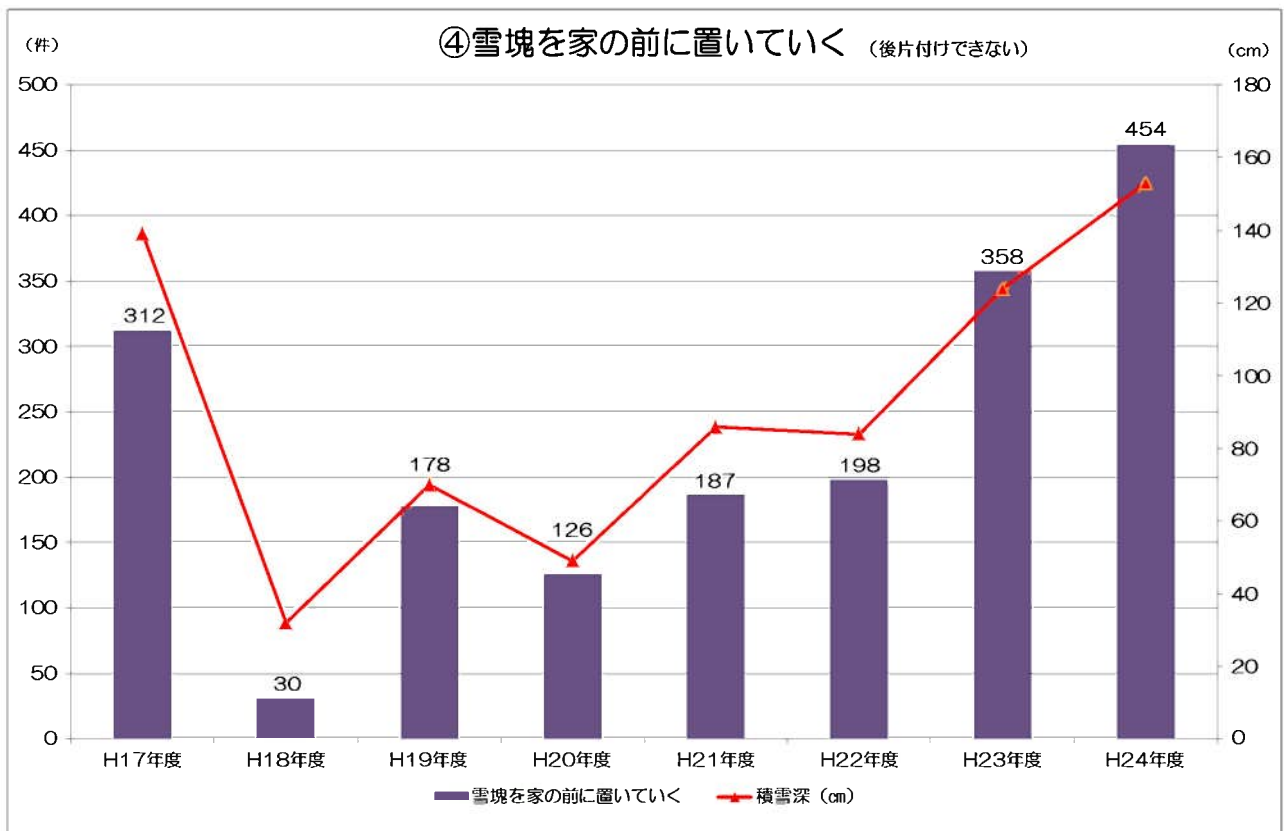
全 1,843 件



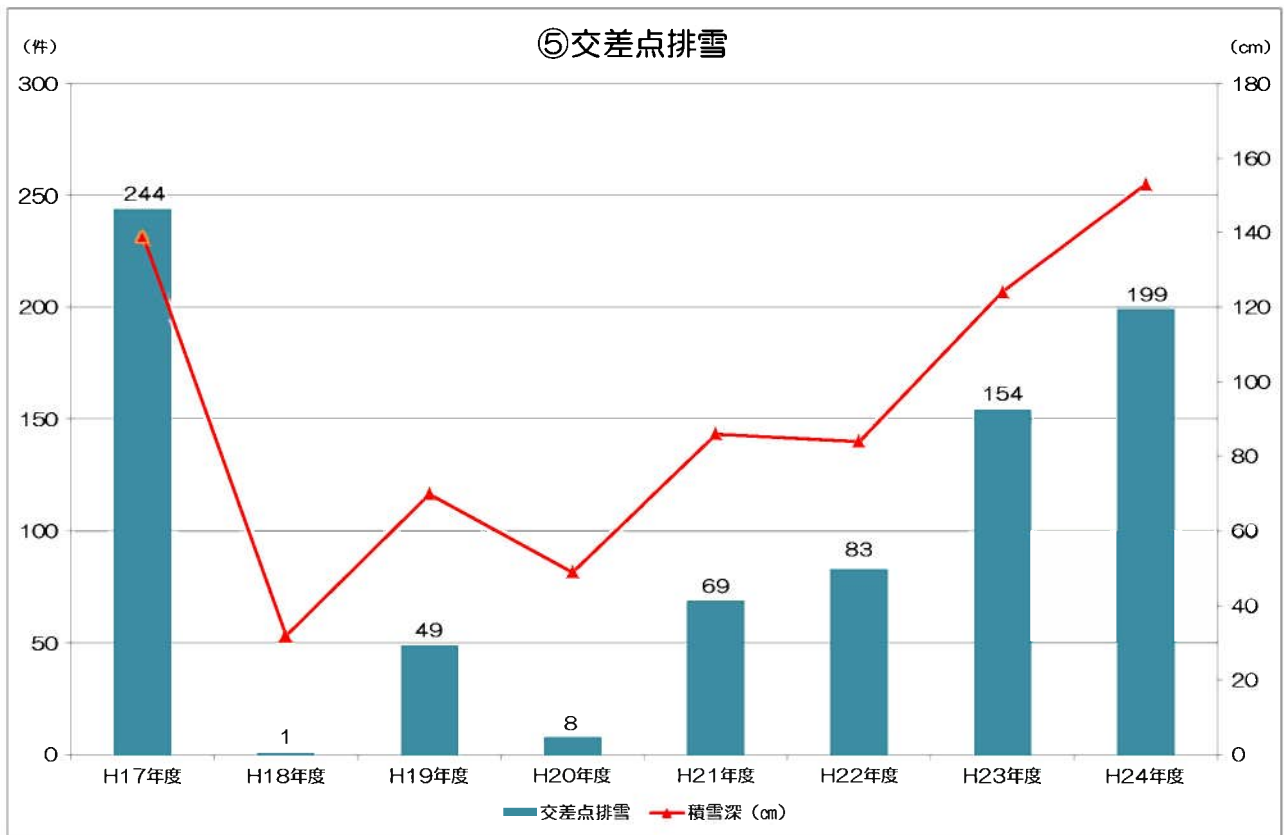
全 2,513 件



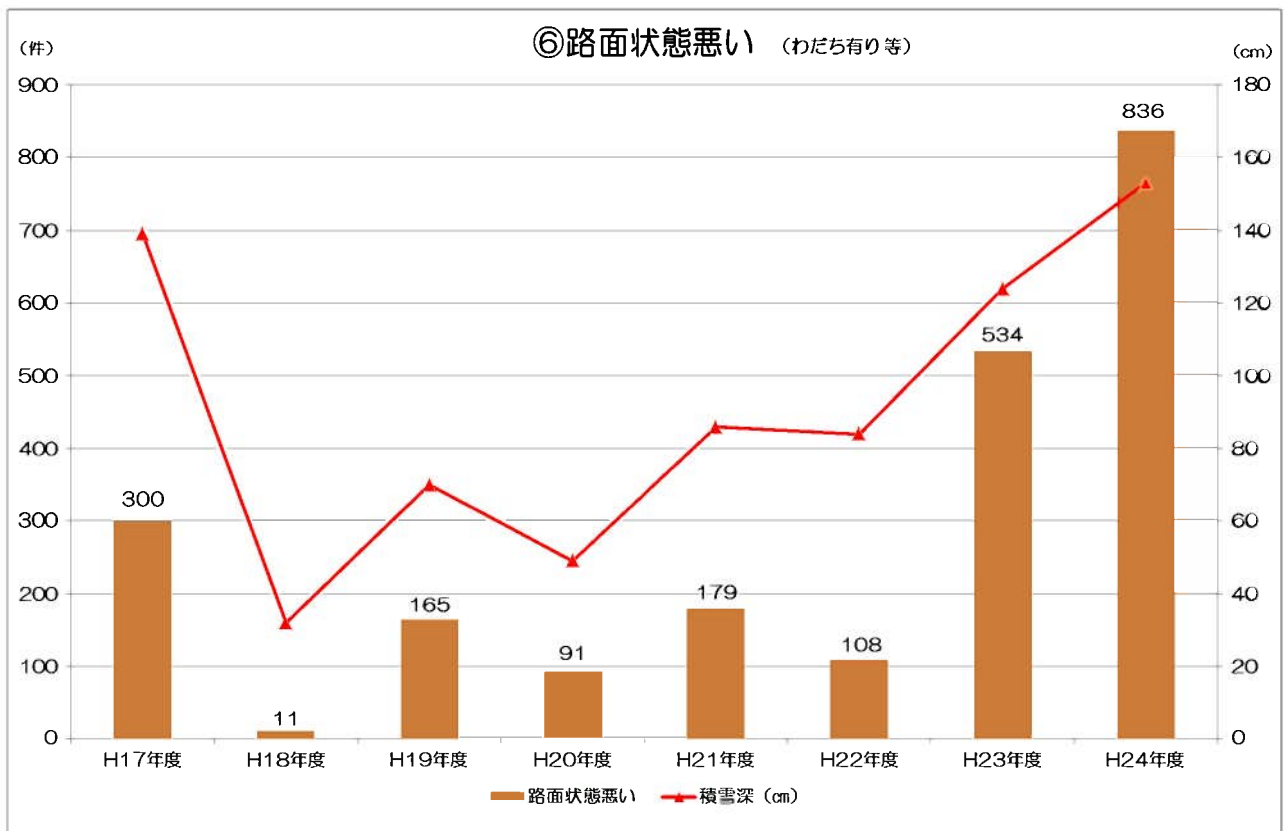
全 1,843 件



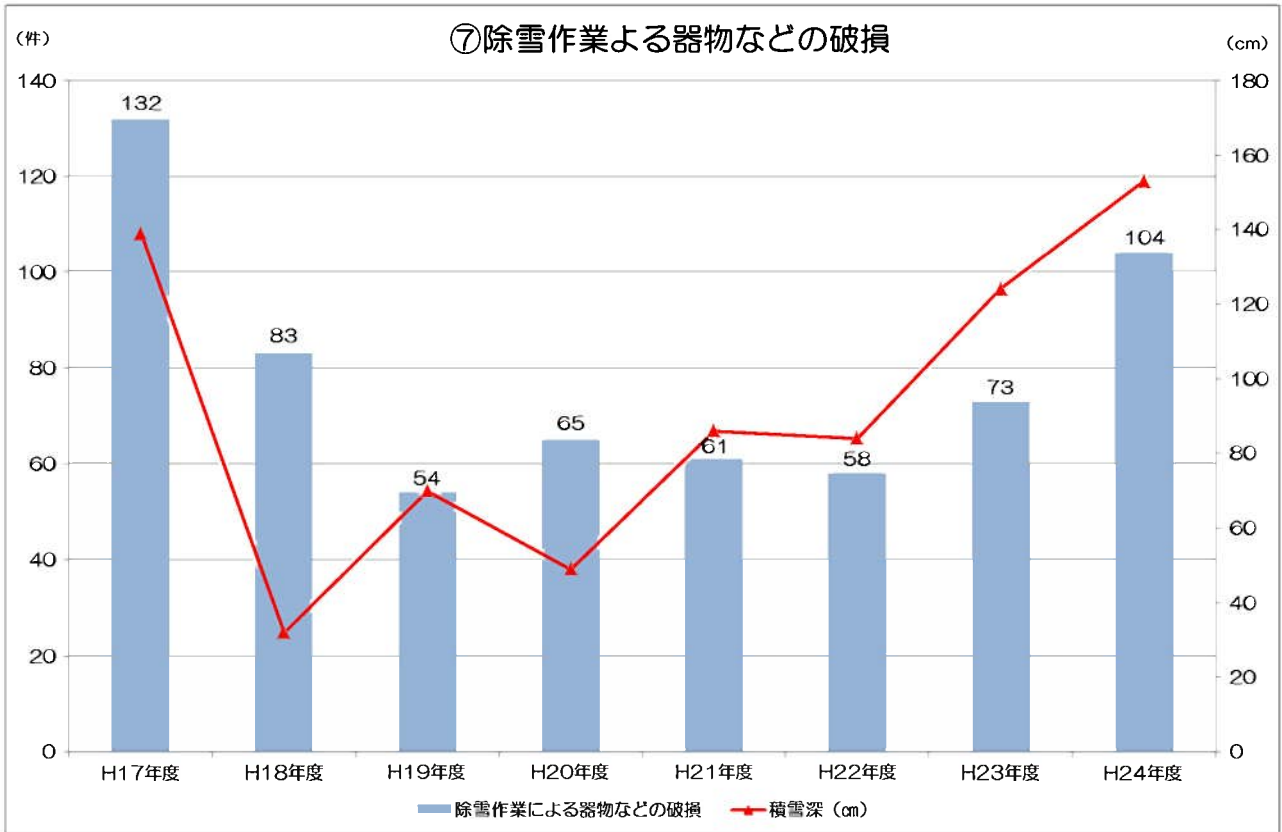
全 807 件



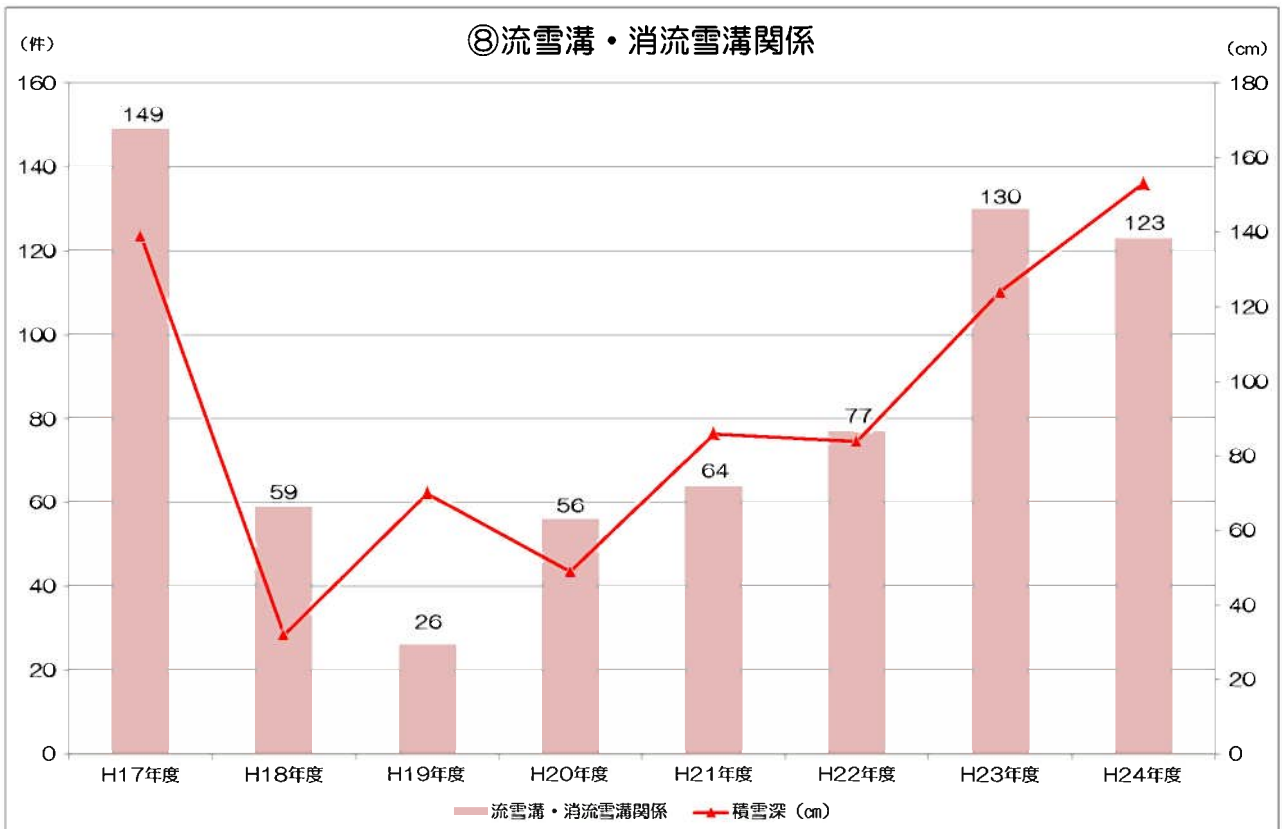
全 2,224 件



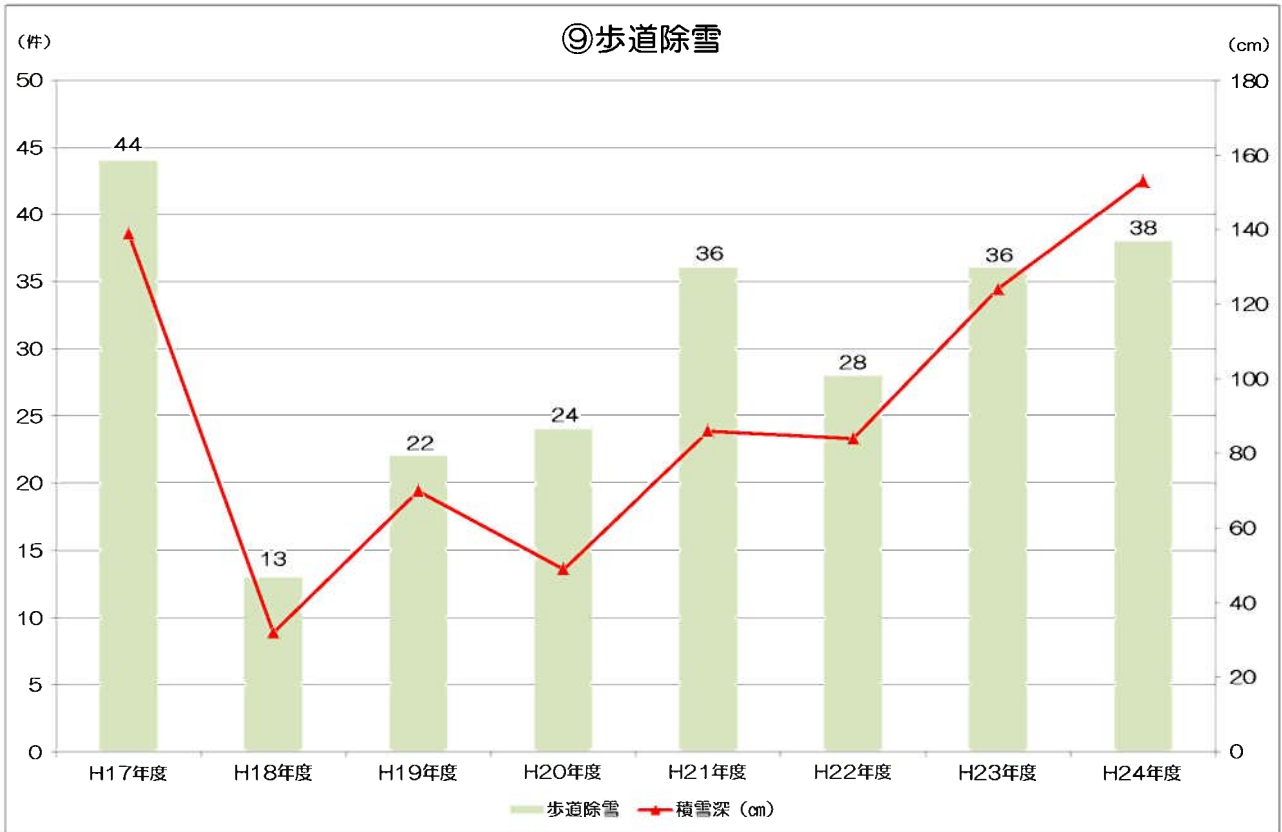
全 630 件



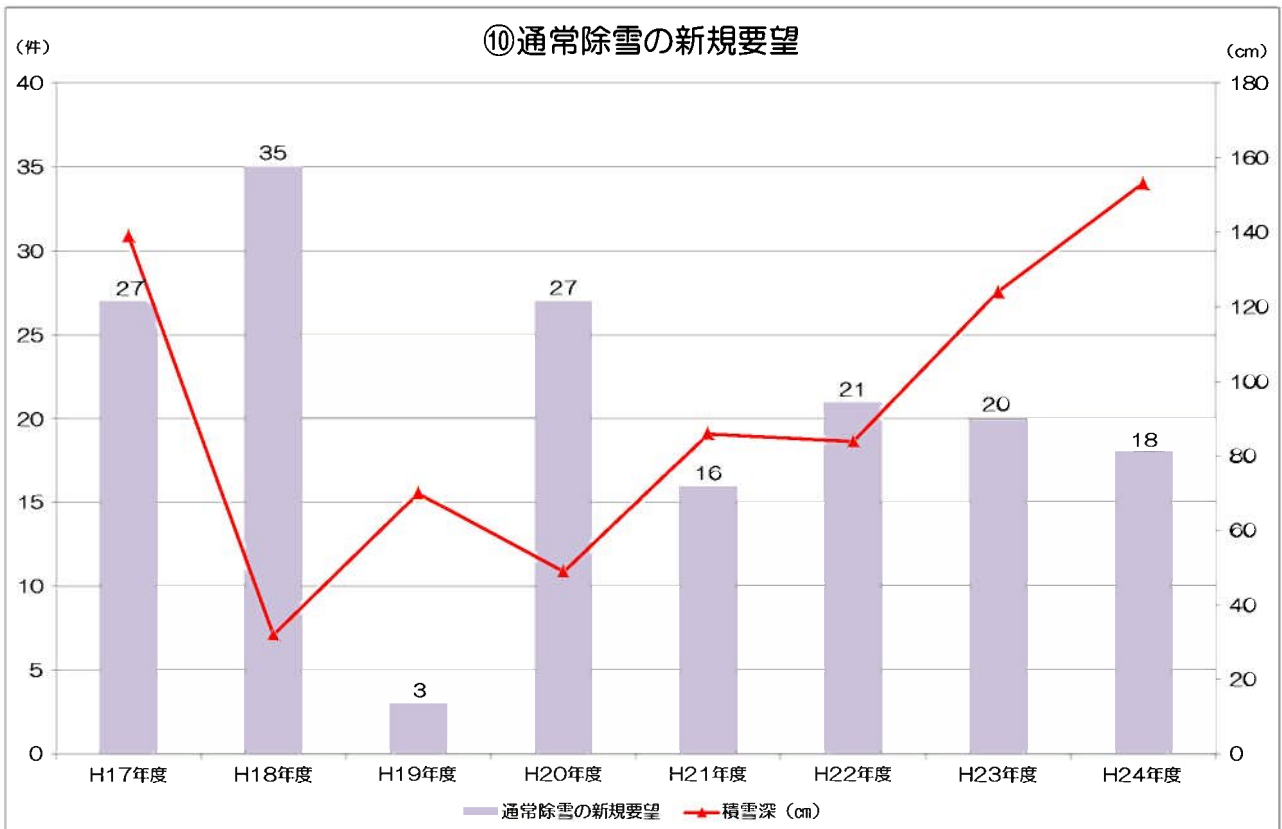
全 684 件



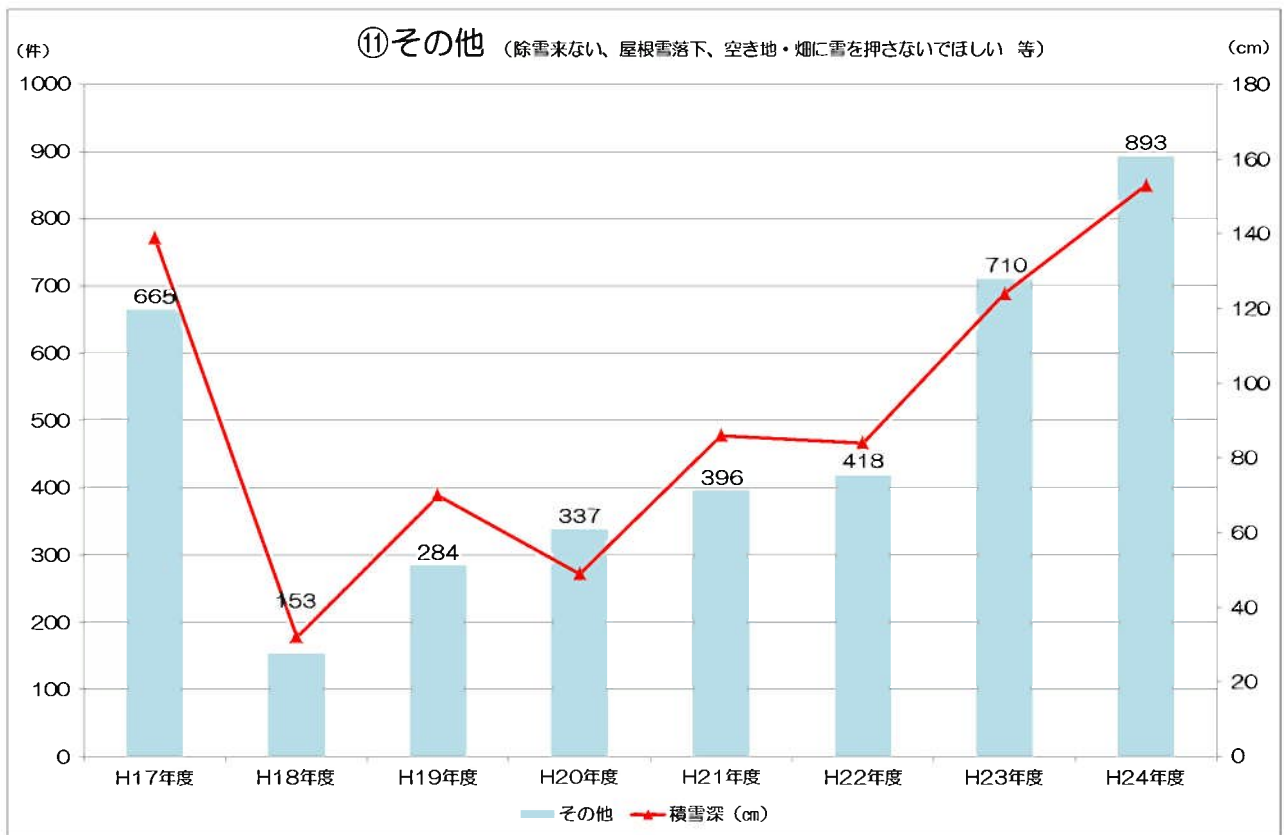
全 241 件



全 167 件



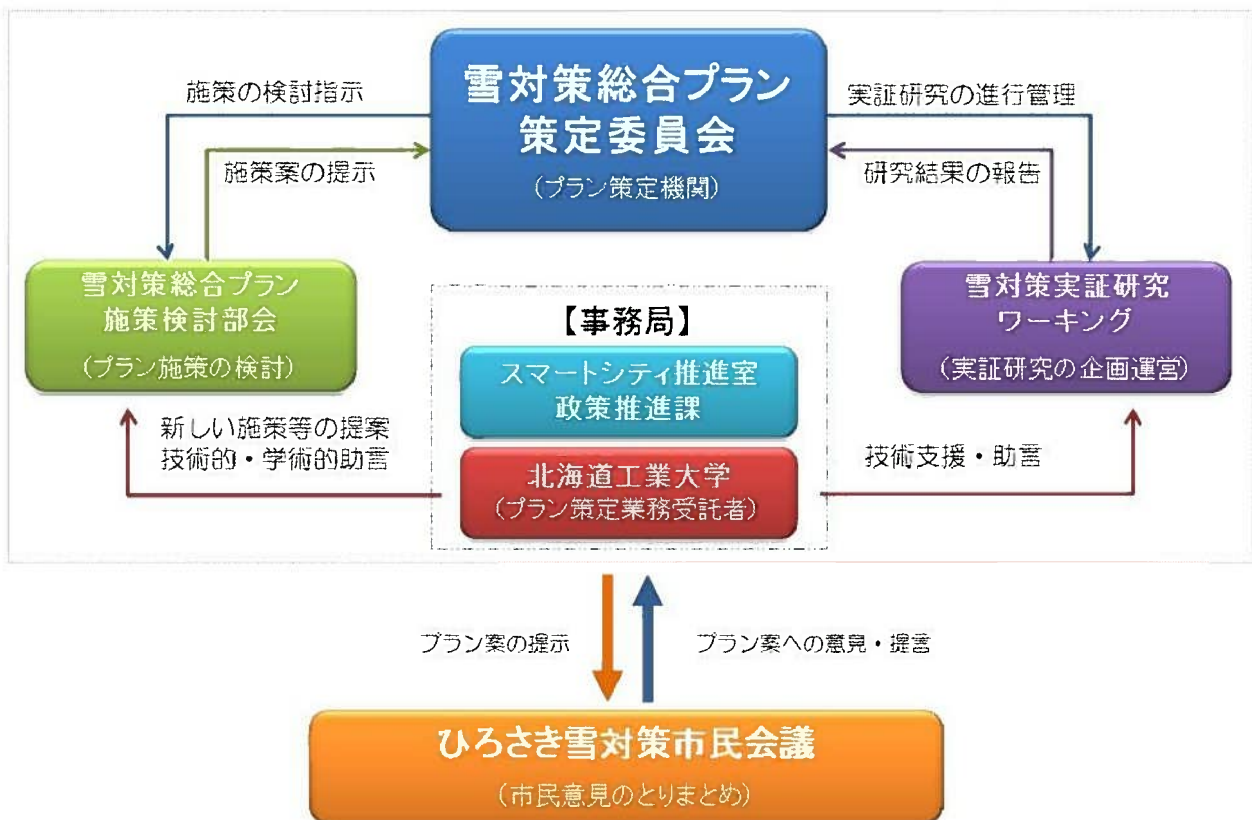
全 3,856 件



3. 弘前市雪対策総合プラン策定までの流れ

3-1 プラン策定体制図

弘前市雪対策総合プラン策定体制図



市民会議と策定委員会による合同会議（平成 25 年 11 月 25 日）



3-2 ひろさき雪対策市民会議

1. ひろさき雪対策市民会議設置要綱

(設置)

第1条 弘前市雪対策総合プラン（以下「総合プラン」という。）の策定に当たり広く市民の意見を聴取するため、ひろさき雪対策市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) 総合プランの内容に関する事。
- (2) 市の雪対策の取り組みに関する事。
- (3) その他、総合プランの作成のため必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、10人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 雪対策や行政との協働に関わる団体等が指名する者
- (3) 公募による者
- (4) 行政に属する者

3 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じたときは補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が不在の時は、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

3 前項の規定は、第3条第2項第3号に掲げる委員については適用しない。

4 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、経営戦略部政策推進課及び都市環境部スマートシティ推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

(会議の招集)

2 第5条の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、市長が行う。

2. ひろさき雪対策市民会議委員名簿

ひろさき雪対策市民会議委員名簿

No.	設置要綱上の 位置づけ	分野等	氏名	所属等
1	要綱第3条第2項 第1号委員 (学識経験者)	学識経験者	キタハラ ケイジ 北原 啓司	国立大学法人弘前大学 教育学部教授 副学部長
2	要綱第3条第2項 第2号委員 (雪対策や行政との 協働に関わる団体 等が指名する者)	女性	ムラモト チズコ 村元 千鶴子	弘前市連合婦人会 会長
3		PTA	ヨシハラ ノブキ 吉原 則幸	弘前市父母と教師の会 保体委員長
4		まちづくり	イチジョウ アツコ 一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー 代表
5		まちづくり	ニシヤ ライスケ 西谷 雷佐	合同会社西谷 たびすけ 代表
6		除排雪業者	シミ ナオノシン 南 直之進	弘前建設業協会 監事
7		公共交通事業者	アマナイ ワタル 天内 濟	弘南バス株式会社 乗合部課長
8		要綱第3条第2項 第3号委員 (公募による者)	公募	アベ タダマサ 阿部 忠正
9	要綱第3条第2項 第4号委員 (行政)	行政	エビナ マサキ 蛸名 正樹	弘前市副市長

事務局	都市環境部スマートシティ推進室 経営戦略部政策推進課 北海道工業大学（プラン策定業務受託者）
-----	--

3. ひろさき雪対策市民会議日程

回	日時	会場	主な議題など
第1回	H25. 8.19 (月) 10:00~11:30	市役所新館 4 階 第 1 会議室	・雪対策総合プラン策定における 各対策概要案について
第2回	H25. 9. 4 (水) 16:00~17:30	市役所本館 2 階 特別会議室	・概要案に対する意見、提案等 について
第3回 (策定委員会 合同会議)	H25.11.25 (水) 10:00~12:00	弘前市立観光館 1 階 多目的ホール	・雪対策総合プラン素案について ・間口除雪方法の研究について ・除雪困難者に対する除雪ボラン ティアの研究について
第4回	H26.2.20 (木) 9:30~10:30	市長公舎 (旧第 八師団長官舎)	・雪対策総合プラン(案)について

第4回ひろさき雪対策市民会議 (平成 26 年 2 月 20 日)



3-3 雪対策総合プラン策定委員会

1. 弘前市雪対策総合プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 雪に強い街日本一を目指して、雪対策の各分野における従来の手法を見直し、市が一体となってハード・ソフト両面から雪問題を解決するための雪対策総合プラン（以下「総合プラン」という。）を作成するため、弘前市雪対策総合プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 総合プランの作成に関すること。
- (2) 雪対策実証研究及びその他の雪対策関係業務の進行管理に関すること。
- (3) 総合プランの作成のため必要と認められる事項の連絡及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長を、副委員長は都市環境部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員は、職員のうちから市長が指名する。
- 6 委員に事故があるとき又は委員が不在の時は、あらかじめ委員の指名する職員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(部会の設置)

第5条 委員会に、総合プランを構成する施策の検討等を行わせるため、施策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第6条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会員に事故があるとき又は部会員が不在のときは、あらかじめ部会員の指名する職員がその職務を代理する。

(部会長)

第7条 部会長は、部会のテーマとなる施策を所管する委員の指揮のもとに部会を統括する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が不在のときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営戦略部政策推進課及び都市環境部スマートシティ推進室において処理する。

2 部会の庶務は、部会長の所属する課室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年7月9日から施行する。

2. 弘前市雪対策総合プラン策定委員会名簿

No.		職名	所管分野等
1	委員長	市長	
2	委員	経営戦略部長	総合計画
3	委員	財務部長	財政計画
4	委員	市民文化スポーツ部長	ボランティア・町会等
5	委員	健康福祉部長	高齢者・社協等
6	委員	農林部長	農道除雪等
7	委員	建設部長	除雪・融雪等
8	副委員長	都市環境部長	スマートシティ雪対策
9	委員	上下水道部長	下水道
10	委員	教育部長	通学路・PTA等

3. 弘前市雪対策総合プラン策定委員会日程

回	日時	会場	主な議題など
第1回	H25. 8. 5(月) 10:00~11:00	市役所本館2階 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> プラン策定体制及びスケジュールについて プラン掲載施策について
第2回	H25.11.22(金) 15:30~16:30	市役所本館2階 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策総合プラン素案について
第3回 (市民会議 合同会議)	H25.11.25(水) 10:00~12:00	弘前市立観光館 1階多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策総合プラン素案について 間口除雪方法の研究について 除雪困難者に対する除雪ボランティアの研究について
第4回	H26.3.18(火) 10:00~11:00	市役所本館2階 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策総合プラン(案)について

4. 弘前市雪対策総合プラン取組概要に対する担当課

平成26年3月現在

No.	取組概要	主担当課	副担当課1	副担当課2	副担当課3	副担当課4	副担当課5
【冬季道路の管理】		(A)					
(A)①	道路除排雪作業指針の徹底	道路維持課	—	—	—	—	—
—②	交差点堆雪帯を考慮した整備及び改修	建設政策課	道路維持課	都市政策課	区画整理課	—	—
—③	幹線道路排雪に係る国・県・市との連携による連続性の徹底	道路維持課	—	—	—	—	—
—④	地域維持型契約方式の拡充	道路維持課	建設政策課	—	—	—	—
—⑤	踏切部分の雪対策の検討	都市政策課	—	—	—	—	—
—⑥	道路融雪の拡充	スマートシティ推進室	道路維持課	上下水道部工務課	下水道施設課	農村整備課	—
—⑦	間口除雪方法の研究	道路維持課	福祉政策課	介護福祉課	スマートシティ推進室	建設政策課	—
—⑧	バス運行情報提供システムの検討	都市政策課	—	—	—	—	—
—⑨	冬季電話相談窓口の開設と対応マニュアルの作成	道路維持課	人材育成課	福祉政策課	介護福祉課	防災安全課	—
【雪置き場の管理】		(B)					
(B)①	農地を雪置き場として整備	農業政策課	農業委員会事務局	道路維持課	—	—	—
—②	下水処理水を利用した融雪施設のある雪置き場の検討	上下水道部工務課	道路維持課	下水道施設課	—	—	—
—③	雪置き場の有料化の検討	道路維持課	—	—	—	—	—
—④	雪置き場の有効活用	道路維持課	観光政策課	—	—	—	—
【冬季の広場・緑地・公園の利用】		(C)					
(C)①	都市公園を雪置き場として開放	公園緑地課	道路維持課	—	—	—	—
—②	雨水貯留施設の利用	道路維持課	建設政策課	—	—	—	—
—③	スマートパークの整備	区画整理課	建設政策課	道路維持課	公園緑地課	防災安全課	スマートシティ推進室
—④	雪置き場を兼ねた緑地整備	都市政策課	公園緑地課	建築指導課	—	—	—
【住宅地区の土地の有効利用】		(D)					
(D)①	民間遊休地(空き家解体を含む)を雪置き場にした場合の固定資産税等の減免	道路維持課	資産税課	建設政策課	建築指導課	—	—
—②	民間会社による道路融雪を兼ねた宅地開発の推進	道路維持課	建設政策課	建築指導課	上下水道部工務課	—	—
【地域コミュニティの共助】		(E)					
(E)①	小型除雪機の貸出し	道路維持課	—	—	—	—	—
—②	雪下ろし安全具の貸出し	市民協働政策課	—	—	—	—	—
—③	除雪ボランティア団体との連携	市民協働政策課	市民参画センター	福祉政策課	人材育成課	道路維持課	行政経営課
—④	空き家及び危険家屋のデータ管理と利活用	建築指導課	資産税課	環境保全課	市民協働政策課	—	—
—⑤	通学路等における地域自主除雪の啓発活動	学務健康課	教育政策課	道路維持課	—	—	—
—⑥	豪雪時における学校校庭等の雪置き場としての検討	学校企画課	学校指導課	教育政策課	—	—	—
【除雪困難者への支援】		(F)					
(F)①	有料除雪支援サービスの検討	福祉政策課	介護福祉課	道路維持課	—	—	—
—②	除雪困難者宅のデータ管理と支援体制	福祉政策課	介護福祉課	—	—	—	—
—③	高齢者の一定期間ながら居住生活施設の検討	介護福祉課	財産管理課	—	—	—	—
【農業地区における地域コミュニティの共助】		(G)					
(G)①	町会等共同施行による農道除雪体制の推進	農村整備課	—	—	—	—	—
—②	地域自主除雪の啓発と推進	農村整備課	りんご課	—	—	—	—
—③	実施時期、実施方法の検討と除雪路線計画	農村整備課	—	—	—	—	—
【迅速な降雪・積雪への対応】		(K)					
(H)①	積雪時における雪害の予防対策	防災安全課	—	—	—	—	—
—②	豪雪時の応急対策	防災安全課	—	—	—	—	—
【雪冷熱エネルギーの活用】		(H)					
(I)①	農産物等の低温貯蔵利用	農業政策課	りんご課	—	—	—	—
—②	施設の冷房設備利用	農林総合支所南支所	—	—	—	—	—
【冬季観光の推進】		(I)					
(J)①	魅力的な冬季観光の推進	観光政策課	国際広域観光課	—	—	—	—
—②	冬季体験型観光の推進	観光政策課	農業政策課	国際広域観光課	りんご課	—	—
—③	雪国景観の保全と活用	都市政策課	観光政策課	—	—	—	—
【雪国生活への啓発】		(J)					
(K)①	冬季スポーツ関連事業の推進	文化スポーツ振興課	教育政策課	—	—	—	—
—②	学校教育における親雪・遊雪の啓発	学校指導課	教育政策課	文化スポーツ振興課	—	—	—
—③	雪国の暮らしと遊びの達人の養成支援・活用	生涯学習課	文化スポーツ振興課	教育政策課	—	—	—

4. 冬の市民生活ルール・マナー向上

少子高齢化や税収の減少などにより、将来に向けて従来の方策では雪対策を行うことが困難な状況となっております。今後、市では、社会情勢の変化に応じた対応・施策を展開していく方向です。しかし、それらにより問題が100%解決することはできません。限りなく100%に近づけるためには、市民のみなさんの支援・協力があって実現できると考えています。そのために、道路に雪出しをしない、河川に雪を捨てないなど、私たちが生活する上でのルールの遵守や地域の助け合いにより、その効果は大きく向上するものと考えています。特に、道路の雪については市が概ね処理しますが、宅地内の雪は個人が処理するという責任区分を明確にしたマナーを喚起していきます。

市民生活ルールに関する事項のうち守っていききたい内容

内 容	根拠法令
① 敷地内から道路へ雪出しをしない	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第43条 ・道路交通法第76条 ・道路交通法施行細則第19条 ・弘前市生活環境をよくする条例第16条
② 路上駐車をしない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保管法第11条
③ 作業の支障となるもの（車歩道の段差解消ブロックなど）を道路におかない	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第43条 ・道路交通法第76条
④ 河川に雪を捨てない	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行令第16条 ・弘前市生活環境をよくする条例第16条
⑤ マンホールに投雪をしない	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第16条
⑥ バスレーン（専用・優先）において通行帯違反、駐停車違反をしない	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第20条



弘前市マスコットキャラクター
たか丸くん

5. 道路除雪管理基準

5-1 道路除排雪計画における道路の種類

道路機能別に効率的な道路の除排雪作業を実施するため、次のとおり道路の種類を区分します。

(1) 主要幹線道路

- 国道・県道と接続し同程度の交通量がある道路。
- 環状道路（内・外・広域）及び放射状道路（都市計画街路）とされている道路。
- 車両が集中する市街地部の道路で最も高水準の除排雪管理が必要な道路。
- シンボリックな道路で交通量がある道路。

(2) 幹線道路

- 主要幹線道路を補完し、市全体に網目状に配置される道路で比較的高水準の除排雪管理が必要な道路。
- 交通量が多い道路及び主要バス路線などの道路。
- 雪置き場への運搬排雪経路として重要な道路。
- 学校・公共施設・救急告示病院などに連絡する重要な道路。
- 集落間を結び、その路線を確保しなければ交通が遮断される道路。

(3) 準幹線道路

- 幹線道路を補完し、現道幅員は比較的狭いが、将来的に都市計画街路などの計画路線となっている道路。
- 朝夕の交通量が多い道路及びミニバス路線などの道路。
- 通学路などで交通安全の確保が特に必要な道路。
- 住宅地内の道路ではあるが、幅員が広く通過交通量も多く適正な除排雪管理が必要な道路。

(4) 生活道路A

- 住宅地の生活道路で、交通量が少なく基本的に沿線住民の日常生活に供する道路で幅員（側溝を含む）が6.0m以上の道路。

(5) 生活道路B

- 住宅地の生活道路で、交通量が少なく基本的に沿線住民の日常生活に供する道路で幅員（側溝を含む）が4.0m以上～6.0m未満の道路。

(6) 生活道路C

- 市道であり舗装路面の道路。
- 住宅地の生活道路で、交通量が少なく基本的に沿線住民の日常生活に供する道路で幅員（側溝を含む）が4.0m未満の道路。

(7) その他道路

- 小路、中通りなどの生活道路ではあるが、幅員が狭く恒常的な除排雪管理ができない道路。
- 農作業などに利用される道路で、冬期間の恒常的な除排雪管理が不要な道路。

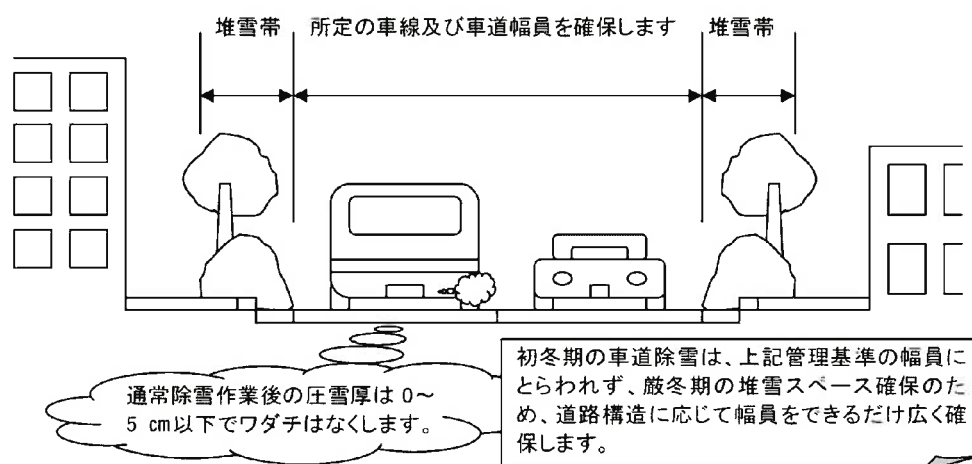
5-2 道路種別別車道除雪管理基準

冬期間における安全で円滑な道路交通網を確保するため、道路種別別の車道除雪管理基準により、的確な除排雪作業を実施します。

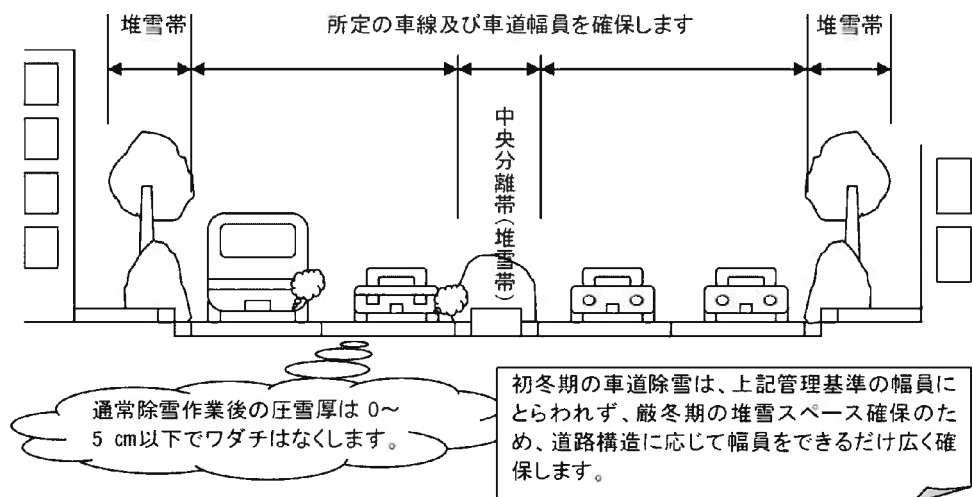
(1) 主要幹線道路

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～5cm以下でワダチはなくします。
- 所定の車線及び車道幅員を確保します。
- 交差点においては所定の車線（本線及び右左折レーン）を確保します。

(1) 主要幹線道路（2車線道路の場合）



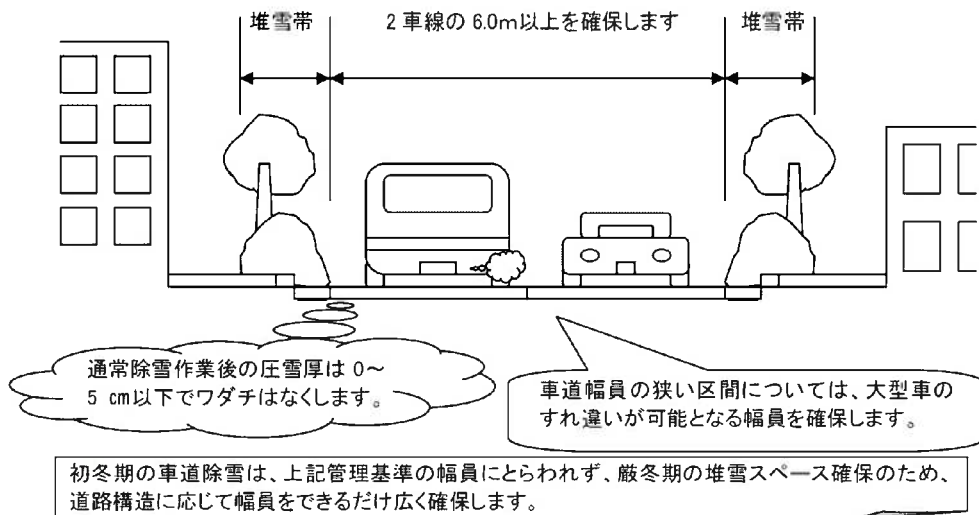
(4車線道路の場合)



(2) 幹線道路

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～5cm以下でワダチはなくします。
- 車道幅員としては2車線の6.0m以上を確保します。なお、車道幅員の狭い区間については、大型車のすれ違いが可能となる幅員を確保します。
- 交差点においては所定の車線（本線及び右左折レーン）を確保します。

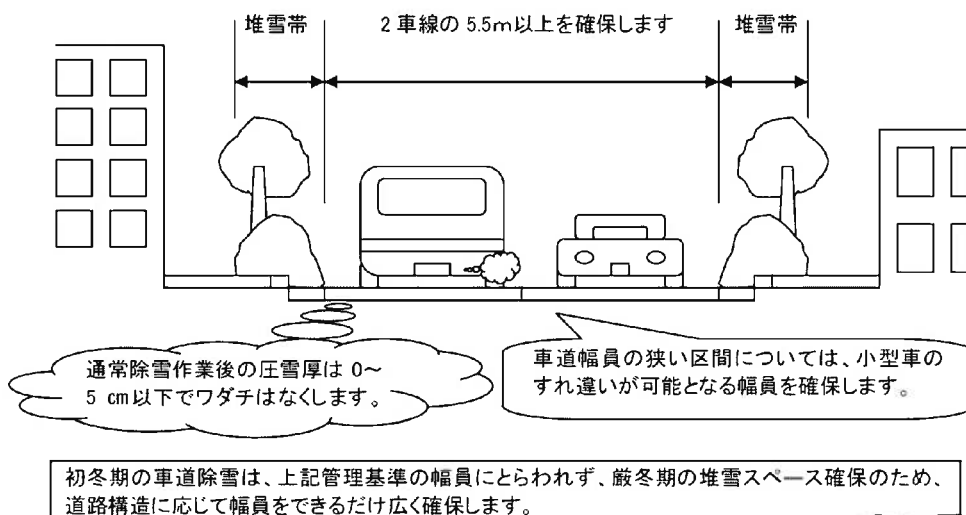
(2) 幹線道路



(3) 準幹線道路

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～5cm以下でワダチはなくします。
- 車道幅員としては2車線の5.5m以上を確保します。なお、車道幅員の狭い区間については、小型車のすれ違いが可能となる幅員を確保します。
- 交差点においては所定の車線を確保します。

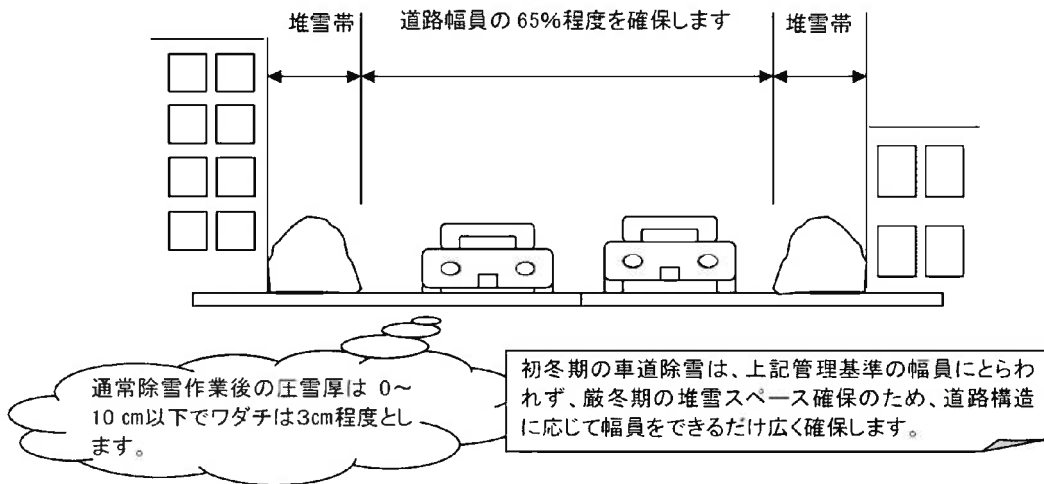
(3) 準幹線道路



(4) 生活道路A

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～10cm以下でワダチは3cm程度とします。
- 道路幅員の65%程度を確保します。

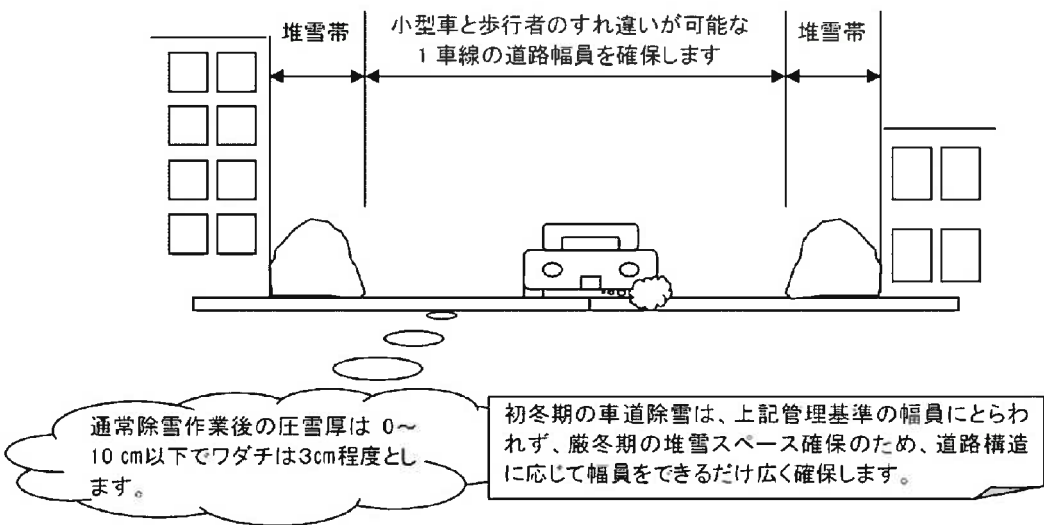
(4)生活道路A(道路幅員 6.0m以上の路線の場合)



(5) 生活道路B

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～10cm以下でワダチは3cm程度とします。
- 小型車と歩行者のすれ違いが可能な1車線の道路幅員を確保します。

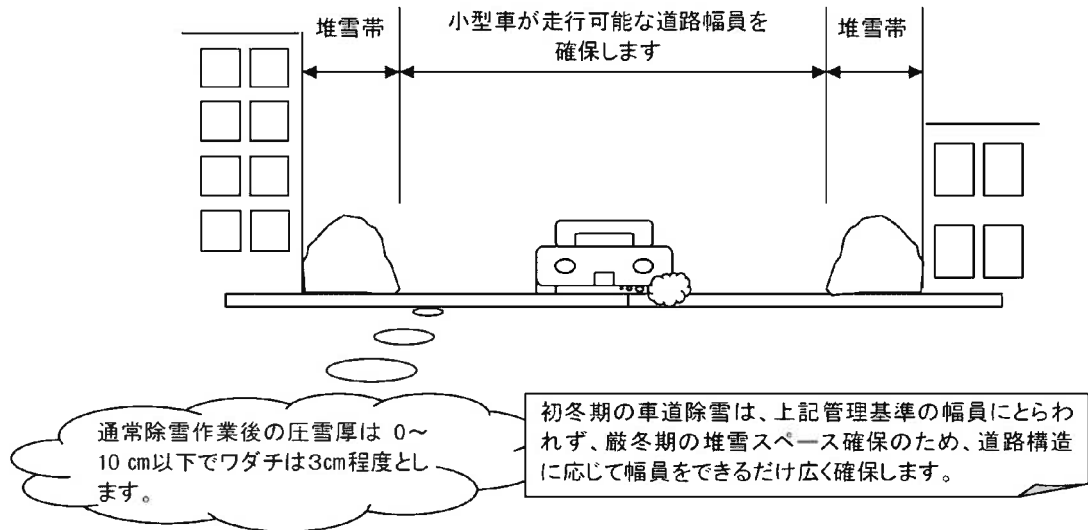
(5)生活道路B(道路幅員 4.0m以上～6.0m未満の路線の場合)



(6) 生活道路C

- 通常除雪作業後の圧雪厚は0～10cm以下でワダチは3cm程度とします。
- 小型車が走行可能な道路幅員を確保します。

(6)生活道路C(道路幅員 4.0m未満の路線の場合)



(7) その他道路

- 道路の利用状況に合わせ実施することから特に基準は設けません。

発行年月 平成26年3月

発行者 弘前市

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111 (代表)

編集 弘前市 都市環境部 スマートシティ推進室

監修 北海道工業大学



弘前市マスコットキャラクター
たか丸くん